

## 住民税非課税世帯へ 生活支援特別給付金を支給

1世帯につき3万円(平成18年4月2日以降に生まれたお子さんを養育している世帯には、お子さん1人につき2万円を加算)を支給します。

原則、令和6年12月13日時点で昭島市に住民登録があり、世帯全員の令和6年度の住民税均等割が非課税である世帯が対象です。ただし、住民税均等割課税者に扶養されている方のみの世帯は対象となりません。

現在、支給の準備を進めています。支給方法など詳しくは、「広報あきしま」3月1日号、市ホームページなどでお知らせします。

☆詳しくは、昭島市住民税非課税世帯生活支援特別給付金担当 ☎544-5125へ。



## 児童手当の制度改正に伴う手続きはお済みですか

令和6年10月の制度改正により、児童手当は年度末年齢が18歳までのお子さんを養育している方が支給対象となりました。

### ◎申請が必要な方

次のいずれかに該当する場合は申請が必要なため、6年8月と12月に申請書を送付しました。届いていない場合は、問い合わせるか、市ホームページをご覧ください。

\*制度改正前、所得制限超過により児童手当・特例給

## 水道料金・下水道使用料の 基本料金を減免

2か月間

物価高騰による負担を軽減するため、すべての世帯・事業者を対象に基本料金を減免します(上限あり／申請不要)。

ただし、既に減免を受けている世帯や官公署の施設などは対象となりません。

◇期間 2月～3月検針分(下の表のとおり)

◇水道料金

\*口径13～40mm=基本料金を全額免除

\*口径50mm以上=基本料金から1万円を減額

◇下水道使用料 基本使用料を全額免除

☆詳しくは、水道料金については水道部業務課☎543-6111、下水道使用料については下水道課へ。

	減免対象	納期限
2月検針分	令和6年12月検針後から7年2月検針時までに使用した分	3月31日
3月検針分	7年1月検針後から3月検針時までに使用した分	4月30日

※偶数月・奇数月に分けて2か月に1回検針し、検針票をポストなどに投函(かん)しています。

## 認可外保育施設の保育料を補助

月64時間以上の就労、出産、病気、求職、就学などの理由で、保育の必要性があると認められると、次とおり補助を受けられる場合があります。

保育の必要性の認定を受けていない方は、保育所幼稚園係へ連絡してください。

### ◎保育料の無償化

認可外保育施設、一時預かり事業、定期利用保育事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を利用している方が対象です。

◇無償の範囲

\* 0～2歳のお子さんのいる住民税非課税世帯=月4万2000円まで

\* 3～5歳のお子さんのいる世帯=月3万7000円まで

付を受給していなかった

\*18歳までの子を養育しており、児童手当を受給していない

\*児童手当を受給中で、19～22歳の子を含めて、3人以上の子を養育している

### ◎期限までに申請を

7年3月31日(必着)までに申請があった場合は、6年10月分まで遡って支給します。

☆詳しくは、手当医療助成係へ。



### ◎認可外保育施設利用支援

認可外保育施設のうち、認証保育所、及び、都の指導監督基準を満たす施設を利用している方が対象です。

認可保育所よりも月額保育料が高い場合に、その差額を補助します。上限額は、下の表のとおりです。

☆詳しくは、給付助成係へ。

### ▼補助上限額(月額)

支給要件		上限額
0～2歳児 クラス	住民税課税世帯	4万円
	第2子以降	6万7000円
住民税非課税世帯		2万5000円
3～5歳児クラス		2万円